

# なかお事務所 ダイジェスト!

社会保険労務士事務所 なかお事務所報

2012. 2月号

○今月の特集  
SNSなどネットの問題

○これってアリ? ナシ?  
ネットワークのモニタリング

## ごあいさつ

なかお事務所の代表をしております、  
社会保険労務士の中尾です。



2月は確定申告です。  
ちなみに私の誕生日は2月16日。  
確定申告の開始日と同じなんです。(関係ないですけど…)

私も事業主なので、確定申告をします。  
確定申告は個人事業主にとっての決算です。  
1年を数字で振り返るいいキッカケでもありますね。

○今月の数字  
<1.35%>

○ちょっと一服  
さかなコーナー  
カレイ  
「鰯は華麗?」

# 今月の特集

## SNSなどのネット問題

以前、某有名ホテルのレストランに来ていた有名人カップルのことを従業員がツイッターでつぶやいて大ごとになったニュースがありました。その際、ホテル側は対応に苦慮しましたし、売上にも影響を受けています。

このほかにも、自分の会社の内部情報を流してしまったり、会社の誹謗中傷を書き込んで会社の信用を落としてしまうケースが増えてきています。

会社の規模に関わりなく、知らぬ間に会社にとって不利益な情報がネットに流れている危険があるのです。

### ★問題点

では、なぜそのような会社の情報が流れてしまうのでしょうか。

多くの場合、情報を書き込むネット利用者の意識に問題があることが多いようです。

また、いつどこで会社のことが書かれるか分かりませんし、出所が分からない場合も多いので、一度流れてしまった情報は、完全に削除するのは至難の業です。

★ネットワーク問題の特徴として、このようなことが挙げられます。

- ◆ 流したらどうなるのかという問題意識が薄い
- ◆ 不特定の人に見られている危険性を認識していない
- ◆ 簡単に書き込める、匿名性が高く発見がしにくい
- ◆ 一度流れると完全に削除できない(コピーや引用されたらコントロール不能)

### ★いろいろあるネット情報

では、どのようなネットツールで誹謗中傷されたり会社情報が漏えいしたりするのでしょうか。個人が情報を発信できる代表的なツールとして以下のようなものがあります。

- ツイッター : 短い文章で不特定多数に情報発信、
- フェイスブック: 登録した友達等に情報を発信、
- ブログ : 日常の日記をネットで公開するようなもの。
- ネット掲示板 : ホームページにみんなで書き込める。2チャンネルなどが有名。

### ★会社の対応として「出される前に止める！」

結論から言いますと、「教育」するしかありません。

四六時中ネットを見ているわけにもいきませんし、それ以前にネットに情報が流れてしまったら対応が難しいのです。そうすると、「出される前に止める」しかありません。

### ★対策として

- 入社してすぐに注意をしておく。入社時に誓約書を書いてもらう
- 給与改定、賞与、評価時など定期的に注意喚起をする
- 就業規則に載せておく

など常に言い聞かせ、教育していくしかありません。アナログ的ですが、この問題には特効薬はありません。労務管理の基本ですが「常に説明し、納得・理解してもらう」のが最大のリスク管理です。

SNSなどのネット問題などのご質問やご相談は、当事務所までお気軽にご連絡くださいませ。

# これってアリ？ナシ？

## ネットワークのモニタリング

【従業員のメール内容を黙って監視するのはアリ？】

### ★結論：ナシ!

内容に関係なく、なんでもかんでも黙ってメールを監視することはできません。ネットワークのモニタリングも一定のルールや配慮が必要です。

特集で挙げたとおり、フェイスブック、ツイッター、ブログ、ネット掲示板などへ会社の誹謗中傷や内部事情を書き込まれるトラブルや社内メールの個人的使用などのトラブルが増加しています。

その対策として、社内メールやサーバーを監視する措置を取る会社も増えています。しかし、社内メールやサーバーを監視するには注意が必要です。

### ★判例では

～職務上従業員の電子メールの私的使用を監視するような責任ある立場にある者でも、これを監視する職務上の合理的必要性が全くないのに専ら個人的な好奇心等から監視した場合あるいは社内管理部署その他の社内の第三者に対して監視の事実を秘匿したまま個人の恣意に基づく手段方法により監視した場合など、監視の目的、手段及びその態様等を総合考慮し、監視される側に生じた不利益とを比較衡量の上、社会通念上相当な範囲を逸脱した監視がなされた場合に限り、プライバシー権の侵害になると解するのが相当である～以下略～  
(東京地裁 平成13.12.3)

### ★要約するとネットのモニタリングが違法となる可能性が高い場合とは

- ①職務上権限のない者が監視した場合
- ②監視権限がある者でも職務上合理的な理由がなく興味本位でモニタリングした場合
- ③監視の事実を秘密にしたまま特定の個人をモニタリングした場合

などです。

### ★注意点としてモニタリングを行う場合

- ①社長や担当のトップまたはネットワークの責任者などに限定すること
- ②何を見るのか、その目的を明確にすること
- ③モニターをした情報は厳重に管理すること(言い触らしたりしない)
- ④あらかじめモニタリングをすることを予告しておくこと(情報処理規定などでモニタリングすることとその方法を明記しておく)

が重要です。

### ★ネットトラブルの対策として

モニタリングをしても、すべてを監視することはできません。個人的に使っているパソコンや携帯電話までは把握できないからです。

最善の対策としては、アナログ的になりますが「教育と啓蒙」しかありません。

ネットで会社情報や誹謗中傷を流す人は、友達に話す感覚の軽い気持ちで書き込む人がほとんどです。書き込んだ後にどうなるかまで考えていないことが危険なのです。

そのため、フェイスブックやネット掲示板で会社情報を流したらどうなるのか。実際にあった企業のトラブルとその損害。情報漏洩や誹謗中傷を被った場合の処分などを日ごろから社員に伝えておき「教育・啓蒙」することが大切ですし、最善の対策です。

ネットワークのモニタリング等のご質問やご相談は、当事務所までお気軽にご連絡くださいませ。

# 今月の数字 <1.35%>

この数字は、今年の4月から改定される雇用保険の「一般の事業」における新しい雇用保険率です。

今年の4月から、労災保険、雇用保険ともに保険率(料)の改定が予定されています。

厚生労働省は、今年の1月25日に正式に4月からの雇用保険率の改定を発表しました。

平成24年度の料率は、平成23年度の雇用保険料率から0.2%引下げとなります。

新しい雇用保険率表は下記のようになっています。

<平成24年度の雇用保険料率>

事業の種類	負担者		② 事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業の 保険料率
	①+② 雇用保険料率	① 労働者負担 (失業等給付に係る 保険料率のみ)			
一般の事業	1.35%	0.5%	0.85%	0.5%	0.35%
農林水産・清酒製造業	1.55%	0.6%	0.95%	0.6%	0.35%
建設業	1.65%	0.6%	1.05%	0.6%	0.45%

労災保険は、去年の12月に厚生労働大臣が、労働政策審議会に労災保険率を現行より平均で0.6/1,000引き下げるなどを盛り込んだ諮問をしました。こちらは正式に保険率の改正が発表になりましたらご報告いたします。

## ちょっと一息さかなコーナー

今月のおさかなはカレイです。  
「左ヒラメに右カレイ」と言うように、  
背中を上にして右を向いているのがカレイです。



ヒラメもカレイも似ています。  
肉食性の魚ですが、カレイの主食はイソメやゴカイなどの水生昆虫です。  
ヒラメのように移動をすることもなく、砂地でその一生のほとんどを過ごします。

大きさもヒラメが最大で1mになるのに対してカレイは最大で50cm位です。

しかし、カレイの仲間でおヒョウという魚がいます。  
オホーツク海など北の海に住むのですが、最大で2.5mにもなります。

カレイはいろいろな種類がいて、世界で約100種類います。

ヒラメと似ていても、実はいろいろ違うことが多いカレイです。

煮つけ、から揚げ、子持ちカレイは特に美味しいですよ。

## 編集後記

先月は、雪が降り路面が凍結して大変でした。

雪が降ってもうちで飼っている犬のよもぎ君は「散歩に行こうよ～」と言うので、大雪の中散歩に行きました。

ドカ雪の降る、夜の誰もいない公園でよもぎ君は、新雪の中をワイワイ楽しそうに駆け回っていました。

本当に楽しそうでした。

(平成24年2月号)



なかお事務所  
社会保険労務士・行政書士・FP  
代表 中尾 宏昭

埼玉県志木市本町5-13-28  
和智ビル603

メール：[info@nakao-jimusho.com](mailto:info@nakao-jimusho.com)  
H P：<http://nakao-jimusho.com>  
T E L：048-476-5753